令和８年（フ）第５２号
秋田県横手市大雄字東中島37番地
債務者　伊藤　瑞紀
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
秋田地方裁判所横手支部
令和８年（フ）第３５５号
静岡県御殿場市川島田796番地の１　フローレンス川島田、前住所静岡県御殿場市東山880番地の５　県営住宅東山団地１　105
債務者　菅野　　旻
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和８年（フ）第３６４号
静岡県沼津市駿河台４番地の１　ヴィルドミール105
債務者　岩城　禎輝
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和８年（フ）第２９９号
香川県高松市上天神町624番地73、旧住所香川県高松市塩上町３丁目11番19号
債務者　森　　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和８年（フ）第３０２号
香川県小豆郡土庄町甲3661番地２
債務者　濱田　弓子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和８年（フ）第６４９号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目１番３号　プラージュ元今泉201
債務者　新澤　彩花
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
令和８年（フ）第１３５３号
千葉県習志野市東習志野８丁目31番８号
債務者　桑島　孝彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１４７２号
千葉市稲毛区長沼原町101番地　サンヒルズ302号
債務者　菊池みき子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５０８号
千葉県市川市市川南１丁目６番15―203号（いづみハイツ）
債務者　ＲＡＨＭＡＮ　ＭＤ　ＭＥＨＢＵＢＵＲ（ロハマン　モハメド　マハブブ）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５５０号
千葉県船橋市海神２丁目23番40号　ジュネパレス船橋第54―103号
債務者　笹田　太郎
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５６５号
千葉県船橋市七林町113番地５　コイノニアハウス105号
債務者　吉越　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５６６号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区12棟104号
債務者　簗　　昌宏
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５７１号
千葉市中央区南生実町226―１　ブローテＡ101号、住民票上の住所千葉市緑区誉田町２丁目10番地106　オリュザ101号
債務者　齋藤　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５８１号
千葉県鴨川市南小町944番地
債務者　高橋　　恵（旧姓藤代）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５９２号
千葉県市原市馬立1951番地の１
債務者　武類　範和
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５９３号
千葉市若葉区千城台東２丁目36番10―１号
債務者　豊間　聡美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５９４号
千葉県八千代市村上1942番地２　上高野ヴィレッジ301号室
債務者　久保　眞美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係